



期間 令和6年10月30日(水)～令和6年12月25日(水)[全5回]

実施場所 九州国際大学地域連携センター(サテライトキャンパス)
〒806-0021 八幡西区黒崎3-15-3コムシティ2階 (39ページアクセス参照)

申込・問合せ先 九州国際大学地域連携センター
〒806-0021 八幡西区黒崎3-15-3
TEL:631-2203 FAX:631-2204

時間 16:00～17:30

応募締切

10月16日(水)

スマートフォンからも
お申込みできます▶



定員 30名

受講料 4,000円

受講生への
メッセージ

実施機関：九州国際大学地域連携センター

楽しみながら日本国憲法に触れてみませんか？日本国憲法は国家の基本法であることから、ときに難解な法と思われることも少なくありません。そのような印象を持たれがちな日本国憲法ですが、実は私たちの生活に身近な法です。そこで、まずはみなさんと楽しく日本国憲法の条文を読むことで、同法に触れてみたいと思います。

この講座では、六法を引きながら、和気あいあいと日本国憲法の条文を読んできます。もちろん、難解な用語については説明を加えます。日本国憲法に興味をお持ちの方、ご参加をお待ちしております。

| 回数 | 月日 | テーマ・内容 | 担当講師 |
|----|--------------|---|---|
| 1 | 10/30 (水) | 日本国憲法とはどのような法？ まずは日本国憲法がどのような法であるのか、簡単に説明します。その後、みんなで楽しく日本国憲法の前文を読んできます。 | 九州国際大学 法学部 准教授 橋本 聖美 福岡県生まれ。広島大学大学院社会科学研究科法政システム専攻で学び、2020年より現職。現在、福岡県開発審査会の委員も努める。専門分野は、憲法および情報法で、プライバシーや個人情報をキーワードとして研究を行う。 |
| 2 | 11/13 (水) | 人身の自由 私たちの自由の根幹をなす人身の自由。その条文について、憲法第18条を手始めとして、みんなで楽しく読んできます。 | |
| 3 | 11/27 (水) | 精神的自由権 SNS上の発信・閲覧のように私たちが日常的に行う表現行為は、憲法によって守られています。その条文である憲法第19条をみんなで楽しく読んできます。 | |
| 4 | 12/11 (水) | 経済的自由権 仕事に就く、旅行に出かけるといった日常的な経済活動は、憲法によって守られています。その条文である憲法第22条をみんなで楽しく読んできます。 | |
| 5 | 12/25 (水) | 社会権 私たちの生活に欠かすことのできない社会保障もその権利が憲法で保障されています。その条文である憲法第25条をみんなで楽しく読んできます。 | |